

議案第73号

大田原市教育支援センター設置条例の制定について  
大田原市教育支援センター設置条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市教育支援センター設置条例

### (設置)

第1条 幼児、児童及び生徒に関する教育相談並びに教育的支援その他の事業を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、大田原市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市教育支援センター

位置 大田原市美原1丁目17番14号

### (事業)

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 教育的支援に関すること。
- (3) 教育的支援に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 教育関係情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

が必要と認める事業

### (職員)

第4条 支援センターに、所長、教育支援相談員その他必要な職員を置く。

- 2 所長及び教育支援相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(大田原市少年指導センター条例の一部改正)
- 2 大田原市少年指導センター条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

#### (職員)

第3条 指導センターに、所長、少年指導員及び少年指導相談員を置く。

- 2 前項の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第4条とする。